

令和6年度 宿泊税システム整備費等補助金

宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者及び市内旅館協同組合について、宿泊税の導入に伴う既存レジシステムの改修、パンフレットの修正等に要する経費の一部を補助します。

補助対象者 (申請者)

- ① 宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者
(市からの「宿泊税特別徴収義務者経営申告受理通知書」を受けたもの)
- ② 旅館協同組合 (市内各地区旅館協同組合、熱海市ホテル旅館協同組合連合会)

対象事業

- 宿泊税の導入に伴い実施する下記事業 (令和7年3月31日までに完了するもの)
- ① **システム整備** (レジシステムの改修・構築、ソフトウェアの購入、PCの購入等)
 - ② **パンフレット等の修正** (施設パンフレット・ポスターの修正、施設ホームページの修正等)

補助内容

- 事業に要する経費の **2分の1**、宿泊施設ごとに補助上限額 **50万円**

申請手続

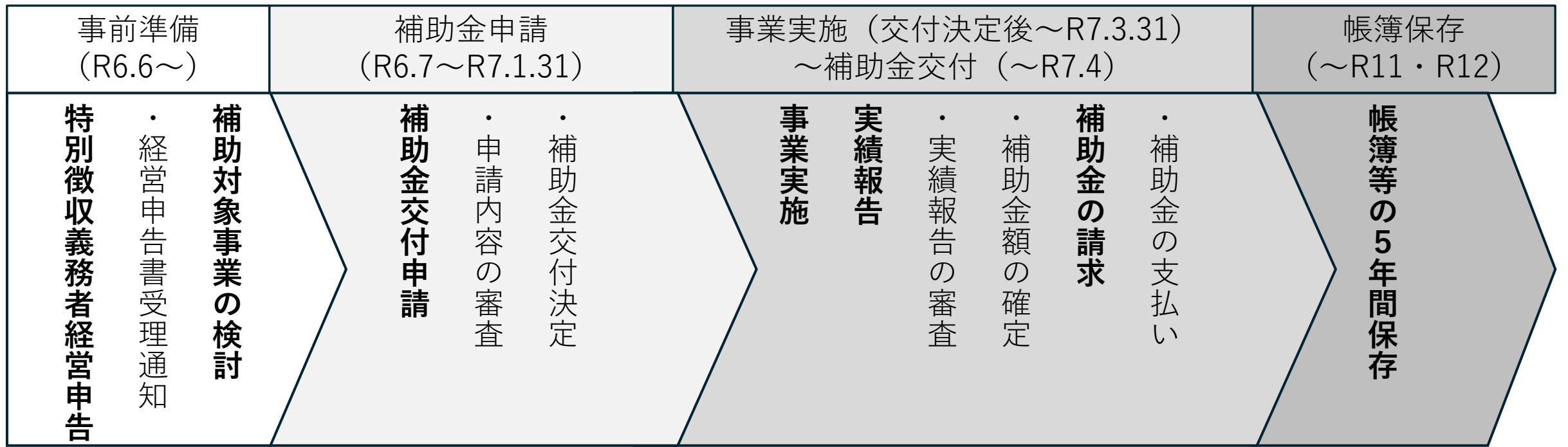
- 宿泊施設ごとに申請書 (様式1)、事業計画書 (様式2)、見積書の写し等を提出
(申請期限: 令和7年1月31日まで)

事業実施 実績報告

- 申請内容を審査後、補助決定を経て事業を実施
※ 補助決定前に事業を開始した場合は、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。
- 令和7年3月31日までに事業を完了し、実績報告書 (様式4) 等を提出

補助金請求 補助金交付

- 実施報告を審査後、補助金交付額確定を経て補助金の請求
- 補助金の支払い
- 事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備の上、5年間保存



補助対象経費（例）

・レジシステム改修費・レジシステム構築費・ソフトウェア購入費・PC、タブレット、プリンター、スキャナーの購入費・POSレジ・施設パンフレット修正に伴う印刷費・施設ホームページ修正費

補助対象外経費（例）

・クラウドの月額、年額使用料や保守料・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェア・国等の補助金の交付対象となっている経費・公租公課（消費税及び地方消費税）・人件費・交際費・宿泊費・飲食費・その他（社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費）・補助金交付決定前に開始した事業の経費

**問合せ先
提出先**

熱海市税務課課税室 宿泊税担当 〒413-8550 熱海市中央町1番1号
電話：0557-86-6144 メール：zeimu@city.atami.shizuoka.jp

宿泊税HP

